

令和7年度持続可能な観光地形成に向けた 2次交通推進事業（クルーズ関連） 委託業務企画提案仕様書

1 委託事業名

持続可能な観光地形成に向けた2次交通推進モデル事業（クルーズ関連）

2 履行期間

契約締結日から令和8年2月16日まで

3 現 状

令和5年3月以降、日本における国際クルーズが再開され、沖縄へも大型クルーズ船が寄港するなど段階的に回復している。しかし、クルーズ船の発着港周辺には、路線バスやモノレールなどの公共交通手段が十分でなく、主に貸切バスやタクシーでの移動となる。そのため、下船後に貸切バスやタクシー乗降が集中し、長蛇の列ができるなど寄港エリア内の滞留が生じており、クルーズ船寄港時の2次交通が課題となっている。

4 事業の目的・必要性

クルーズ下船後の路線バスやモノレールなどの公共交通手段が十分とは言えないため、旅行者の満足度の低下や消費活動時間の減少などが懸念されることから、クルーズ船寄港時の滞留対策等の実証を行う。

5 業 務 内 容

クルーズ船寄港時の2次交通機能強化を図るため、以下の業務を実施する。

(1) 循環バス・シャトルバスの運行

クルーズ船社と連携し、クルーズ船寄港時に循環バス・シャトルバス（以下「循環バス等」という）を運行すること。運行については、県・船社・循環する観光商業施設において連携し決定するものとする。

ただし、循環バス等の運行にあたっては、以下の要件を満たすものとする

【要件】

- ア) 本事業で循環バス等の運行を実証するクルーズは、本事業の主旨・目的に同意するクルーズ船社のクルーズとする。
- イ) 循環バス等は、乗客だけでなく乗員も利用可能とし、すべての乗降地点で乗降可とすること。
- ウ) 本事業による循環バス等の運行は実証的に実施するものであるため、沖縄県内での港湾に寄港するクルーズ船を対象とすること
- エ) 循環バス等のルートの設定・変更
 - ・ 循環バスのルートは、寄港場所の港を除き、原則として、乗降地点を2つ以上設けて循環運行するものとする。ただし、オプションツアーの乗降地と重複する場合でオペレーションが困難な場合や、新たな試みとして遠方のエリアを運行する場合など、特別な事情がある場合には、委託者（以下「県」という）と協議の上、乗降地点を1つに限定とするシャトルバスの運行も可能とする。
 - ・ 循環ルートの設定にあたっては、寄港地周辺の関係者等の地域の意見

や、クルーズ船社等と調整し、観光客に人気の高いエリアや公共交通への結節点アクセス性、乗客・乗員が効率的に周遊できる利便性等を考慮し、循環ルートを設定すること。

- ・ 本事業で循環バスを運行する時間帯は、乗客等への混乱を避けるため、原則として、オプションツアー以外のバスは運行しないこと。
- ・ 循環ルートは、乗客の属性等に応じ、クルーズ船または寄港ごとに臨機応変に変更すること、複数のルートを設定することも可とするが、船社との調整を行うものとする。
- ・ 乗降場所は、乗降する場所の関係者に事前に確認を行い、許可が必要な場所の場合は、事前にものとする。
- ・ 循環ルートの設定、変更等にあつては、事前に県に説明し、了承を得ること。

エ) 寄港地付近に、既存の路線バス等による運行がある場合には、民業圧迫とならないよう、事前に事業者と協議を行うこととし、関係者間で合意が得られた場合のみ、循環バスを運行すること。

オ) バス利用金額の設定については、県、船社及び観光商業施設と協議を行い、持続可能な範囲での料金設定を行うものとする。

なお、金額を徴収する場合は、決して、利益にならないように取り扱いには十分に気を付けることとし、得た資金は事業費から差し引くこととする。

(2) 循環バス等を円滑に運行するための業務

① 乗降地点への人員配置

循環バス等を円滑に運行できるよう、乗降場所に案内スタッフを配置し、乗降案内、乗客・乗員の整列など、必要な措置を講ずること。

なお、人数や時間については循環バス等の運航時間や台数に合わせて行うこと。

② 乗降案内等ツールの作成

循環バス等を円滑に運行できるよう、乗降案内の看板やのぼりその他必要なツールを制作、乗客・乗員のスムーズな乗降を促すこと。

なお、乗降案内の際に、クルーズ船の乗客に対して、住環境の悪化や観光地でのトラブルを引き起こさないようマナー啓発も促すこと。

(3) 定期バス運行の実証

循環バス等以外に、定期バスルートの実証を実施すること。

今後の持続可能なクルーズ船2次交通対策を行う方法として、県民等使用する定期バス運行を見据えること。なお、ルートについては、運行するバス会社と協議をおこない区間を決めること。

また、定期バス運行の実証を行う場合、ターミナル内にバス停留所を設けることを前提とすること。その際、乗降場所が複数となりクルーズ船乗客者に混乱が生じる可能性があるため、原則、「(1) 循環バス・シャトルバスの運行」の実証時には行わないこと。もし、同時期に実施する場合、県、船社、港湾管理者及びバス会社に了承を得ること。

(4) 利用者（乗客・乗員）へのアンケート調査

本事業による循環バス等の運行に対する利用者の満足度、乗客のニーズ、消費額などを把握し、今後の施策に反映させるため、アンケート調査を行うこと。

アンケートの手法については、多くのサンプル数が取れるよう適当な方法で行い、船社の協力や理解を得て港の乗下船時、船内で実施することも可とする。

また、アンケートを取得する場所に、とする。

(5) 臨時観光案内所設置及び通訳等派遣

観光客の利便性向上及び消費活動時間の向上のため２次交通案内を行う通訳や観光案内を行う担当者の派遣を行う。各港関係者、船舶代理店と連携し、寄港するクルーズの規模、乗客者の人数を把握したうえで、案内人・通訳を適切に配置すること。

(6) ２次交通最新事例及び関係者へのヒアリング

全国的にクルーズでの２次交通は課題となっていることから、最新の動向や対策について関係者へのヒアリングを実施し、沖縄での２次交通の課題解決につながる対策があれば県へ提案を行うこと。

(7) その他

上記業務のほか、本事業を効果的に実施するための取り組みがあれば、県と事前協議の上、実施すること。

6 業務の再委託について

(1) 再委託の定義

本委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業に係る履行の全部または一部について、第三者に委任（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

(2) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

(3) 契約の主たる部分の再委託の禁止について

委託業務の成否に密接に関わる業務など、委託先に履行させる必要がある業務以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

○ 契約の主たる部分

- ① 契約金額の 50 %を超える業務（同一の第三者に一括または分割して再委託する場合に限る）
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
ただし、事業実施の性質上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め県と協議した上で、これと異なる取扱いをすることがある。

(4) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(5) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 乗降案内ツール・アンケートの制作
- ② 乗降地での人員配置（派遣会社からの人員受入）
- ③ その他本事業を効果的に実施するために必要な業務であって、県と協議を行った業務

(6) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、以下に定める場合を除き、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、契約金額が100万円未満の業務であり、本業務の実施にあたり、企画判断や管理運営等を伴わない業務を除く。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本・発送

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 画像・動画等編集業務

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務で県と別途協議を行ったもの（企画判断や管理運営等を伴わないものに限る）

7 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、「直接経費（循環バスの運行経費を除く）×10／100以内」で計上すること（小数点以下切り捨て）。ただし、事業費の中に、（準）委任契約に基づく再委託業務が含まれている場合は、当該費用を事業費から差引いた上で、一般管理費を計上すること。

8 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）を全て整備する必要がある、精算の際には、県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- (3) 事業完了時に、参加事業者から返還すべき旅行割引等があるときは（不正等を行った事業者からの返還金がある場合など）、相当の委託料を減額する。
- (4) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (5) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

9 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の実施に際しては、県委託事業であることを対外的に明示すること。
- (2) 予算の執行にあたっては、経済合理性に配慮すること。
- (3) 各事業の実施に際しては、県との実施前の事前連絡・相談、進捗・実施後の報告を密に行うこと。

10 その他留意事項

- (1) 受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、県及び受託事業者双方合意のうえ、決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託事業者双方で協議して定めるものとする。